

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税・都市計画税賦課事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、固定資産税・都市計画税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

いわき市長

## 公表日

令和6年5月24日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	固定資産税・都市計画税賦課事務								
②事務の内容	<p>【概要】            固定資産税は、市内に所在する土地、家屋、償却資産について、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有者等に課税し、都市計画税は、都市計画事業に要する費用にあてるため、都市計画法で指定した市街化区域内の土地、家屋の所有者等に課税する。            法務局からの通知や納税義務者からの申告、申請等により、課税内容を決定し、固定資産課税台帳等へ登録の上、納税義務者に対し納税通知書を送達する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記情報、建築確認情報、所有者等からの届出等による土地、家屋の異動情報及び所有者情報の取得並びに現地調査による現況把握。</li> <li>・申告による償却資産の取得価額等及び所有者情報の取得。</li> <li>・評価額の決定、課税標準額の算定及び税額決定。</li> <li>・固定資産税課税台帳への登録。</li> <li>・土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け。</li> <li>・各種非課税及び特例等適用申告書の受理。</li> <li>・減免申請書の受理、承認もしくは却下の決定及び通知。</li> <li>・納税関係者等の申請・変更・廃止申告の受理。</li> <li>・納税義務者等の宛名管理及び登録・異動処理。</li> <li>・償却資産申告書の送付及び受理。</li> <li>・納税通知書、課税明細書の送達及び返戻処理。</li> <li>・各種証明書の発行。</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。</li> </ul>								
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	ホストシステム(固定資産税・都市計画税)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者等情報管理機能：納税義務者等の宛名管理及び異動処理を行う。</li> <li>・家屋異動処理機能：家屋情報の異動処理及び管理を行う。</li> <li>・賦課情報管理機能：賦課情報の管理を行う。</li> <li>・納税通知書発行機能：納税通知書、納付書を発行する。</li> <li>・各種証明発行機能：各種証明書を発行する。</li> <li>・固定資産税課税台帳の備付け：固定資産課税台帳への登録。</li> <li>・土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け：土地名寄帳及び家屋名寄帳の発行。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他（</td> <td>）</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム	[ ] その他（	）
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ ] その他（	）								
システム2									
①システムの名称	eLTAX								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用届出の審査</li> <li>・償却資産申告書の受付・管理</li> <li>・償却資産申告書の出力</li> <li>・申告内容の審査</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他（</td> <td>）</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他（	）
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他（	）								



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	財政部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	固定資産の所有者、固定資産税・都市計画税の納税義務者及び納税関係者(過去分を含む)
その必要性	固定資産税・都市計画税の賦課を適正に行うため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	識別情報 : 固定資産の所有者、固定資産税・都市計画税の納税義務者及び納税関係者を特定するため。 連絡先等情報 : 納税通知書、申告書等の送達先の把握のため。 業務関係情報 : 固定資産税・都市計画税の賦課決定のため。課税台帳等への登録のため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財政部資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、各地区保健福祉センター ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 法務局 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )								
③使用目的 ※	固定資産の所有者、固定資産税・都市計画税の納税義務者及び納税関係者の特定を行い、適正な賦課事務を行うため。								
④使用の主体	使用部署	資産税課、各税務事務所、各支所税務担当窓口、各市民サービスセンター、情報政策課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税・都市計画税賦課情報への登録・表示。</li> <li>・内部識別番号との紐付、宛名情報への登録・表示。</li> <li>・各種申告書・申請書受理時の本人確認。</li> <li>・納税通知書等への個人番号等の記載。</li> <li>・申告書・申請書への個人番号等の記載。</li> <li>・減免事務における生活保護情報の確認。</li> </ul>								
情報の突合	内部識別番号と個人番号の情報を突合。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> ( 1 ) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	システム開発運用保守及び固定資産税・都市計画税賦課事務業務								
①委託内容	システム開発・運用・保守に関する事及び固定資産税・都市計画税賦課事務に関する事								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社FSK								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 4 ) 件 [ ] 行っていない
移転先1	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
移転先2	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置による外国人の保護に関する事務
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時



<b>移転先3</b>	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先4</b>	こどもみらい部 こども支援課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<いわき市における措置> 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
<b>7. 備考</b>	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙記録項目一覧のとおり

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	納税義務者等からの申告・申請等情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名情報にアクセスすることによって個人番号を参照しているが、システムから宛名情報にアクセスする際も、固定資産税・都市計画税関係情報以外の事務情報にはアクセスできないようアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を取り扱うにあたり、全職員に対し市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するとともに、新任課長補佐、新規採用職員、臨時職員等へのセキュリティ研修を行うこととしている。</li> <li>・ホストシステムにおいては、記録媒体への情報の書き込みを禁止している。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外の使用の禁止</li> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限</li> <li>・特定個人情報の提供先の限定・情報漏洩を防ぐための保管に責任を負う</li> <li>・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる</li> <li>・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする</li> <li>・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報ファイルの取扱い</li> <li>・再委託の禁止</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>ホストシステム(固定資産税・都市計画税)と庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはログに記録している。</p>	
その他の措置の内容	ハードディスク、USBメモリ・CDへの書き込みをシステム側で禁止している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ O ] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	死亡者の個人番号についても生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

**特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

<ガバメントクラウドにける措置>  
 ○物理的対策  
 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。  
 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。  
 ○技術的対策  
 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。  
 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。  
 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。  
 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  
 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

**8. 監査**

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

**9. 従業者に対する教育・啓発**

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;いわき市における措置&gt;                  ・職員等関係者へ市情報セキュリティポリシー等の研修を行っている。                  ・委託業者へ契約内容に個人情報保護に関する定期的な研修実施を明記している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。                  ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

**10. その他のリスク対策**

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。  
 <ガバメントクラウドにおける措置>  
 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。  
 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。  
 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	情報公開センター【総務部総務課】 970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
②請求方法	市役所本庁1階にある情報公開センター、各支所等にある情報公開コーナーへ書面で請求するか、情報公開センターへ郵送で請求する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	いわき市財政部資産税課 970-8686 いわき市平字梅本21番地
②対応方法	問い合わせ受付時に、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年5月24日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—



(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月30日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生に伴う修正
平成27年7月30日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	—	平成27年4月10日、財政部税務課職員が、自宅にて残務処理を行うため、市税等の還付金該当者の氏名、還付税額、整理番号、還付年月日等のデータUSBメモリに保存し、自宅に持ち帰る途中で紛失した。	事後	重大事故の発生に伴う修正
平成27年7月30日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	—	市情報セキュリティポリシー遵守の徹底、個人情報の管理の徹底を図るとともに、所属長がUSBメモリの使用状況を常に把握できる体制を整備した。	事後	重大事故の発生に伴う修正
平成27年7月30日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	死者の個人番号についても生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	事後	文言の修正
平成27年12月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転	移転なし	件数:4	事前	
平成27年12月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	記載なし	新規で移転先を記載	事前	
平成27年12月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	記載なし	新規で移転先を記載	事前	
平成27年12月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	記載なし	新規で移転先を記載	事前	
平成27年12月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4	記載なし	新規で移転先を記載	事前	
平成28年9月2日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワード及び乱数表による認証を行っている。	システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。	事後	
平成28年9月2日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月1日	平成28年9月1日	事後	
平成29年4月1日	基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	資産税課長 櫻林 志津雄	資産税課長 木内 勝浩	事後	
平成31年2月12日	基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	資産税課長 木内 勝浩	資産税課長	事後	
平成31年2月12日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年9月1日	平成31年1月1日	事後	
令和3年9月1日	I 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和3年9月1日	Ⅲ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年2月21日	I 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	
令和5年2月21日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	対し市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するとともに、新任課長補佐、新規採用職員、臨時職員等へのセキュリティ研修を行うこととしている。 ・ホストシステムにおいては、記録媒体への情報の書き込みを禁止している。	事後	

令和5年2月21日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年1月1日	令和5年2月21日	事後	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]個人番号	[ ]個人番号	事後	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜いわき市における措置＞ 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	＜いわき市における措置＞ 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。  ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和6年5月24日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保護・消去 特定個人情報の保護・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		○物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAPP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。	事前	
令和6年5月24日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保護・消去 特定個人情報の保護・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		○技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		
令和6年5月24日	III リスク対策 10. その他のリスク対策	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。  ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	

令和6年5月24日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年2月21日	令和6年5月24日	事後	
-----------	-------------------------------	-----------	-----------	----	--

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

土地家屋区分(名寄)
課税年度
すべき年度
所有者個人番号
所有者個人番号CD
記録番号(1~7桁)
異動月
物件事由
所有権事由
所在地コード
町コード
字コード
本番地
枝番地
枝々番地
例外字コード
現況地目1
現況地目2
評価数
登記地目
用途1
用途2
登記地積
現況地積
国調認証
都市計画区分
算定基礎
固定資産・計
固定資産・小規模
固定資産・一般住宅
固定資産・非住宅
新基準年度評価額
前基準年度評価額
課税標準額
固定資産・計
固定資産・小規模
固定資産・一般住宅
固定資産・非住宅
都市計画・計
固定資産・計
固定資産・小規模
固定資産・一般住宅
固定資産・非住宅
都市計画・計
都市計画算定基礎数値
負担調整区分
固定資産・小規模
固定資産・一般住宅
固定資産・非住宅
都市計画・小規模
都市計画・一般住宅
都市計画・非住宅
敷地権
併住割合
住宅割合
非住宅割合
標準地番号
介在地コード
更正事由
路線番号
間口
奥行
側方路線1
標準地番号
路線番号
区分
間口
奥行
側方路線2
標準地番号
二方路線番号
間口
奥行
補正率
不整形
袋地
無道路
崖地
三角地区分
三角地度数
比準割合1
比準割合2
造成費控除
正面評点数
側方1評点数
側方2評点数
二方評点数
合計評点数
想定間口
想定奥行
想定地積
画地合計地積
負担率
小規模
一般住宅
非住宅

異動年
異動月
フラグ1
フラグ2
法人フラグ
三角地補正率
納税義務者個人番号
納税管理人個人番号
記録番号CD
特例軽減後評価額
特例軽減
小規模
一般住宅
非住宅
小規模
一般住宅
非住宅
特例軽減
固定資産・小規模
固定資産・一般住宅
固定資産・非住宅
前年度課税標準額
小規模
一般住宅
非住宅
特例軽減
小規模
一般住宅
非住宅
小規模
一般住宅
非住宅
小規模
一般住宅
非住宅
小規模
一般住宅
非住宅
下落率
本則課税フラグ
固定資産・小規模
固定資産・一般住宅
固定資産・非住宅
都市計画・小規模
都市計画・一般住宅
都市計画・非住宅
評価額(各年度)
名寄区分
年度
すべき
個人番号
記録番号
所在地
地区
町名
字名
本番
枝番
枝枝番
例外字
本番
枝番
枝枝番
戸番
主付別の本番
主付別の枝番
建築年
建築月
用途・非課税
構造
主体
屋根
階層
床面積(.XX)
評価額
特例コード
16条該当床面積
特例最終年
都市計画区分
調査区分
家屋異動・用途
家屋異動・主体
家屋異動・屋根
家屋異動・区分建物
敷地権
再建築評点数
所有権
更正事由
固定資産税課税標準額
軽減対象額課税標準額
都市計画課税標準額

一点単価
固定資産税相当税額
都市計画税相当税額
建築年号
異動FLAG-1
異動FLAG-2
経年減点補正率
法人区分
免税区分
特例戸数
工法
居住戸数
居住用床面積
固定軽減税額(震災軽減以外)
都計軽減税額(震災軽減以外)
代替家屋特例コード
代替家屋特例対象床面積
代替家屋特例開始年
代替家屋特例終了年
代替家屋特例戸数
課税免除コード
固定代替家屋軽減税額
都計代替家屋軽減税額
固定課税免除軽減税額
都計課税免除軽減税額
震災課税免除区分
記録番号
異動年月日(元号年月日)
異動時間(時分秒)
処理選択
処理区分
市民番号(個人番号)
所在地・地区
所在地・町名
所在地・字名
所在地・本番
所在地・枝番
所在地・枝々番
所在地・例外字
家屋番号・本番
家屋番号・枝番
家屋番号・枝々番
家屋番号・戸番
主附の別・本番
主附の別・枝番
建物番号(本番)
建物番号(枝番)
家屋済証番号
区分建物
非・課税区分
調査年月日(元号年月日)
建築年
建築年月(元号年)
建築年月(元号)
建築年月(年)
建築年月(月)
所有権
更正事由
都市計画区分
再建築費
経年減点補正
一点
評価額
課税標準額
固定資産税
新築軽減対象額
都市計画税
居住用・戸数
居住用・床面積
特例・区分
特例・対象戸数
特例・対象床面積
特例・最終年
特例・最終年(元号)
特例・最終年(年)
代替家屋・区分
代替家屋・対象床面積
用途
用途・区分
用途・入力名称
主体
屋根
地上
地下
工法
調査区分
1F
延べ床
代替家屋対象戸数
代替家屋特例開始年
代替家屋特例終了年
削除データ区分
履歴No.
現・翌年区分
記録番号
更新年月日(元号年月日)

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

家屋台帳(登記) 家屋異動 複数地番 評価額履歴 家屋台帳備考欄 償却資産	処理 処理選択 理報 処理区分 受付年月日(元号年月日) 敷地権 専有面積 共有面積 登記目的 異動事由 登記氏名 登記住所 原因年月日(元号年月日) 主体 屋根 階層(地上) 階層(地下) 1F 延べ床 用途 敷地権分子 削除データ区分 履歴No. 建物番号(本番) 建物番号(枝番) 更新年月日(元号年月日) 名称 原因年月日(元号年月日) 主体 屋根 階層(地上) 階層(地下) 敷地権分母 階層 B2階以下 B1階 1階 2階 3階 4階 5階 6階 7階 8階 9階 10階 11階以上 階層再定義 削除データ区分 記録番号 所 地区 在 町名 地 字名 コー 本番 ド 枝番 枝々番 更新年月日(元号年月日) 明 開始年月日(元号年月日) 細 廃止年月日(元号年月日) 部 外 削除データ区分 記録番号 基準年 登録年月日(元号年月日) 経年 評価額 再建築費 床面積 経年減点 一点 減価率 用途 構造(主体) 更新日付 削除データ区分 記録番号 受付年月日(元号年月日) 調査年月日(元号年月日) 備考欄(上段) 備考欄(下段) 削除データ区分	課税区分 特例区分-1 特例区分-2 前年度の評価額 残存率 前年前取得した当年決定価額 集約区分 申告区分 異動区分 法人区分 五歩止め区分 免点区分(1:以上) 更正によるFLG REC. NO(記録番号) 決定価額(但LEFD301E前まで当年、評価額) 特例による減額 課税標準額 前年前に取得した資産の取得価額 前年中に取得した資産の取得価額 前年中に減少した取得価額 A33 - A35 前年中に取得した資産の当年、評価額 評価額 前年前件数(集約) 前年件数(集約) 当年件数(集約) 納税義務者氏名 納税義務者住所 納税義務者方書 納税管理人氏名 納税管理人住所 納税管理人方書 郵便番号本番 郵便番号枝番 送付先住所 送付先方書 納税義務者力ナ 納税管理人番号 前年度帳簿価額 前年前取得の当年度帳簿価額 前年取得の当年度帳簿価額 当年度帳簿価額 帳簿価額五歩止め 申告区分 当年度評価額 増加償却区分 通知書番号CD 課税年度 すべき年度 義務者個人番号 更 土地 正 家屋 事 償却資産 由 減免(あん分) 納税組合番号本番 納税組合番号枝番 口座受付番号 調定地区 固定資産税土地課税標準額 固定資産税家屋課税標準額 固定資産税償却課税標準額 固定資産税課税標準額合計 家屋軽減対象固定資産税課税標準額 都市計画税土地課税標準額 都市計画税家屋課税標準額 固定資産税算出税額 都市計画税算出税額 家屋軽減税額(家屋のみ)算出税額 固定資産税減免税額(あん分税以外の計) 都市計画税減免税額(あん分税以外の計) 固定資産税額 都市計画税 合計年税額 期 1期 割 2期 額 3期 4期 不均一課税額 納付済額合計 1期 2期 3期 4期 未納額 1期 2期 3期 4期 異動フラグ 手書先行フラグ 更正区分 納期変更区分 法人フラグ 課税免除前土地免点フラグ	各 フラ グ 課税免除前家屋免点フラグ 土地免点フラグ 家屋免点フラグ 償却免点フラグ 公示送達区分 公示送達区分1期 公示送達区分2期 公示送達区分3期 公示送達区分4期 1期 2期 3期 4期 今期異動フラグ 固定課税免除額 納税管理人個人番号 減免事由 送付区分(市内外) 送付区分(編集) 義務者氏名 義務者住所 義務者方書 納管人氏名 納管人住所 納管人方書 郵便番号 送付先住所 送付先方書 金融機関コード 口座番号 預金種別 口座名義人 固定あん分軽減税額 都計あん分軽減税額 固定資産税軽減税額(あん分以外の計) 都市計画税軽減税額(あん分以外の計) 地区コード 町コード 字コード 例外字コード 表示区分 例外本番 本番地 枝番地 都道府県コード(郵便判定用) 固定あん分減免税額 都計あん分減免税額 固定あん分税額 都計あん分税額 徴収フラグ 口座納付区分(1:全納2:期別) 設定者個人番号 データ区分 納義・納管個人番号 設定年月日 解除年月日 更新年月日 共有者個人番号 明細部 共有者人数 異動事由 共通分母 作成日 共有者個人番号 順位 所有者個人番号 持ち分 代表者フラグ 送付区分 作成日 削除区分
	賦課 納税義務者 共有 明細部 キー部 明細部		